

文化財保護法 70 年

文教科学委員会 専門員

とだ ひろし
戸田 浩史

今年文化財保護法が施行されてから 70 年になる。同法は昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災をきっかけに参議院文部委員会による議員立法として、翌 25 年 5 月 30 日公布、8 月 29 日施行された。従来国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法を統合し、保存とともに活用も重視する意図で「保護法」とした上、「文化財」の概念を定義し、無形文化財、埋蔵文化財も網羅する画期的な法律となった。

当時、戦後の経済・社会の混乱により、貴重な文化財の維持管理状況が悪化し、散逸や毀損、海外流出等が問題化し、占領下の政府も法改正を検討していた。このような中、火災により、飛鳥芸術の精髓を伝えてきた法隆寺金堂壁画が一朝にして焼失してしまった。かねてより文化財の憂慮すべき保存状況に関心を持っていた参議院文部委員会はいち早く法改正に向け検討を開始した。当初、GHQは文部省の改正方針には消極的であったようだが、参議院文部委員会専門員が交渉に当たり参議院の議員立法に理解を示したとされる。しかし、24 年 5 月の第 5 回国会において、法案は参議院を通過したものの、衆議院で審査未了となった。その後、法案の内容が報道で周知されたことにより、様々な意見、助言、批判等が寄せられ、あたかも公聴会と同様な効果が得られ、これらも参考にしつつ衆議院側との十数回にわたる意見交換が重ねられた。参議院では委員会、小委員会等 50 回以上の各種会合が行われ、第 5 回国会で廃案となった 7 次案を含め 10 次にわたる改正草案が作成された。この 10 次案が文化財保護法案として、第 7 回国会に提出され、全会一致で可決・成立した。法律の目的には「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を掲げている。

その後、同法は社会経済情勢の変化、高度経済成長に伴う開発事業の増加、地方分権の進展等に対応し、保護対象範囲の拡大や保護手法の強化、活用方法の多様化等、数次にわたる改正が行われ、今日に至っている。

昨年 10 月、沖縄県の首里城正殿等が焼損し、国民に衝撃を与えた。現在、伝統技術を活用しつつ、復元過程もあえて公開し、文化、教育や観光資源として「見せる復興」の取組が実施されている。また、今年に入ってからにはコロナ禍のため、文化財の鑑賞など文化芸術に接する機会が激減した。文化は不要不急のものと見なされがちだが、こういう時期だからこそ人々の心を癒やし、勇気づける文化の重要性を再認識すべきであろう。

実は、本法成立の契機となった法隆寺金堂壁画は、焼失前の昭和 10 年に文部省法隆寺国宝保存事業部の事業として写真撮影され、平成 27 年、そのガラス原板が貴重な資料として重要文化財に指定されていた。今夏、デジタル化され、原板では見えなかった細部まで鮮明に確認できるようになった。現物は失われてしまったが、最先端の技術により、多くの人が活用できるようになり、今後の学術研究上の成果が期待される。